

## 紫式部プロジェクト推進事業メディア戦略業務委託仕様書

### 1 業務委託の目的

2024年の北陸新幹線福井県内開業及び大河ドラマ「光る君へ」の放送に併せ、紫式部プロジェクト推進協議会の取組みや越前市の歴史文化、風土、自然等の魅力や価値を、首都圏、近畿圏及び中京圏の在住者をターゲットとして発信するため、テレビ・WEB・新聞・雑誌等のメディア及び各SNSのインフルエンサーに対するパブリシティ活動（メディアリレーション構築を含む）を行い、メディアへの露出獲得により、本協議会の取組みや越前市の全国的な知名度やイメージの向上を図ることを目的とする。

### 2 業務の期間

契約締結日から令和6年3月20日まで

### 3 業務内容

各種メディアへの露出獲得のための業務を基本とし、本協議会の取組みや越前市の魅力や価値を有効な手段を用いて発信する企画を策定・実施することを業務とする。主な対象は首都圏、近畿圏及び中京圏に住む若者世代とし、社会的背景なども踏まえ、効果的な情報発信を提案・実施すること。

#### (1) メディア露出獲得のためのパブリシティ活動

##### ① 効果的なアプローチの実施

本協議会の取組みや越前市の魅力、越前市が話題化されるための素材等について情報を収集・研究し、それらを効果的に発信するアプローチを継続的に提案・実施すること。

##### ② 個別取材や露出等の誘致活動

- ・越前市の魅力や価値を的確に伝えることができる、テレビ番組、WEB、新聞、雑誌等のメディア及び各SNSのインフルエンサーへの個別取材誘致活動を実施し、越前市情報の露出を獲得すること。
- ・越前市情報の露出を確実に獲得するため、波及効果の高いメディアの取材については、交通費等の必要経費の一部を補助するなどして誘致を行い、必要に応じて情報提供や現場立会いなど、撮影支援を行うこと。なお、これにかかる経費は本業務委託料に含むものとし、受託者からメディアに対して直接支払いを行うこと。

##### ③ メディアへのダイレクトアプローチの実施

テレビ局、番組制作会社、出版社、WEB サイト運営者、各SNSのインフルエンサー等を訪問し、制作担当者等を通して個別に取材誘致を行い、露出を獲得すること。

##### ④ 各種メディアとのリレーション構築

各種メディア等と委託者との良好な関係を構築すること。

##### ⑤ ニュースリリースの作成・配信

本協議会が行う取組みや越前市の魅力を情報収集し、とりまとめ、メディアが取り上げやすいよう効果的なニュースリリースを作成し、的確なメディアへ配信し、露出獲得に繋げること。

(2) メディアとのタイアップ企画の実施

越前市の認知度及び知名度向上に特に有効と考えられるメディアにおいて、タイアップ企画を1企画以上実施すること。実施にかかる経費は本業務委託料に含むものとし、受託者からメディアに対して直接支払いを行うこと。ただし、タイアップするメディアは、委託者と協議の上決定すること。

(3) 効果測定

本業務において露出を獲得した番組や記事等についてメディア件数、露出内容及び広告換算額を検証すること。

(4) メディア発信活動の助言及び講座の実施

越前市が進めるプロモーション活動全般について、適宜専門的な視点で、アドバイスを行うこと。また、メディア PR・パブリシティの観点を意識した企画策定に関する講座を越前市職員向けに1回以上実施すること。

(5) その他（活動成果）

令和5年12月以降において、各メディアでの露出件数の合計100件以上且つメディア露出の広告換算で30,000千円を上回ること。

4 事務管理業務

(1) 実施体制

本業務委託における統括責任者及びメイン担当者を明確化し、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 事業計画書の作成

契約締結後速やかに、業務内容及び事業スケジュール等を示した実施計画書（任意様式）を作成し、提出すること。ただし、社会情勢に応じて、委託者と協議し、適宜スケジュールを見直し、最善の事業実施が行えるようにすること。

(3) 月次報告書の作成

毎月15日までに、前月の月次報告書（任意様式）を提出すること。なお、月次報告には、活動実績及び獲得したメディアへの露出内容や広告換算額を検証し、記載すること。また、定期的に委託者と協議し、最善の事業実施が行えるようにすること。

(4) 業務完了報告書の提出

業務完了後、業務完了報告書（任意様式）を速やかに提出すること。ただし、番組等の映像や音声は随時データ等にて、記事掲載等は印刷物にて提出すること。

## 5 成果物

露出した映像・記事について、次のとおり提出すること。

- ・映像はDVDに格納し、2枚を納品すること。
- ・記事は掲載誌原本、及び掲載箇所の複写（1枚）を納品すること。

## 6 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

受託者は、業務の全部又はその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ業務の一部分の第三者への委託又は請け負いについて委託者から書面により承認を得た場合は、これを行うことができる。

### (2) 業務の履行に関する措置

委託者は、本業務（一部を再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に委託者に書面で報告しなければならない。

### (3) 成果品の利用及び著作権

- ① 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- ② 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- ③ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

### (4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (5) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令の規定を遵守しなければならない。

(6) 著作権及び肖像権の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で映像、写真、イラスト等を使用する場合は、著作権及び肖像権に抵触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

7 その他

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議によるものとする。